

神奈川県緊急消防援助隊受援計画

令和5年1月  
神奈川県

神奈川県緊急消防援助隊受援計画

第 28 活動終了及び引揚げの決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第 7 章 その他

情報共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

災害時の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

県の受援計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

消防本部の受援計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

航空部隊の受援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

地理情報・・・ 12

県の訓練・・・ 12

資料等

用語の定義・・・ 14

神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

応援要請時連絡先一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

市町村連絡先・・・ 23

西庁舎 7 階危機管理センター統制配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

進出拠点一覧表・・・ 25

指揮支援隊受入れヘリコプター臨時離着陸場一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

宿営場所一覧表・・・ 28

神奈川県内の無線通信運用体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

チャネル割当表・・・ 31

岩活動用無線機周波数等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

重機派遣及び物資等(燃料、食糧、生活必需品等)調達の要請先・・・・・・・・・・・・・ 35

災害医療拠点病院一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

別図第 1 緊急消防援助隊 応援要請系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

別図第 2 緊急消防援助隊 部隊移動系統図(長官による部隊移動の求め又は指示)・・・・ 39

※都道府県を越える部隊移動

別図第 3 緊急消防援助隊 部隊移動系統図(受援都道府県知事による部隊移動の指示)・・ 40

※都道府県内の部隊移動

様式 1 調整本部の運営に係るチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

様式 2 指揮支援部隊 受入れ管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

様式 3 都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表(指揮支援部隊、航空部隊を除く)・・・・・・ 45

様式 4 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

要請要綱別記様式 1-1 緊急消防援助隊の応援等要請

要請要綱別記様式 1-2 応援等要請のための連絡事項

要請要綱別記様式 3-2 緊急消防援助隊の応援等決定通知

目次

第 1 章 総則

目的・・・ 1

用語の定義・・・ 1

連絡体制・・・ 1

第 2 章 応援等の要請

応援要請の手続・・・ 1

知事による緊急消防援助隊の応援等の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

応援等要請のための市町村長の連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

緊急消防援助隊の応援決定通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

迅速出動等適用時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 3 章 受援体制

消防応援活動調整本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

指揮本部の設置・・・ 5

進出拠点・・・ 6

宿営場所・・・ 6

第 4 章 指揮体制及び通信運用体制

指揮体制等・・・ 7

通信運用体制・・・ 7

第 5 章 消防応援活動の調整等

任務付与・・・ 8

関係機関との活動調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

資機材の貸出し及び地図の配付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

燃料補給場所・・・ 8

燃料調達要請・・・ 9

重機派遣要請・・・ 9

物資等調達要請・・・ 9

知事による増隊要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

受援市町村の長による増隊要請のための連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

部隊移動・・・ 9

長官の求め又は指示による部隊移動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

知事による部隊移動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

部隊移動に係る連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第 6 章 応援の引揚げの決定

- 要請要綱別記様式 3-3 緊急消防援助隊の出動隊数通知
- 要請要綱別記様式 4-1 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知
- 要請要綱別記様式 6-1 部隊移動に関する意見（照会）
- 要請要綱別記様式 6-2 部隊移動に関する意見（回答）
- 要請要綱別記様式 6-4 緊急消防援助隊の部隊移動通知
- 要請要綱別記様式 6-5 緊急消防援助隊の部隊移動通知
- 要請要綱別記様式 6-6 緊急消防援助隊の部隊移動の指示
- 要請要綱別記様式 6-7 緊急消防援助隊の部隊移動通知
- 要請要綱別記様式 6-8 緊急消防援助隊の部隊移動通知
- 要請要綱別記様式 7 神奈川県 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

## 神奈川県緊急消防援助隊受援計画

### 第1章 総則

#### (目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防法第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2 代表消防機関は、横浜市消防局とする。  
第3 代表消防機関代行は、代行順位第1位を川崎市消防局、第2位を相模原市消防局とする。  
第4 前項に定めるもののほか、用語については資料1のとおりとする。

#### (連絡体制)

第3 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。  
(1) 神奈川県内の消防機関連絡先は、資料2のとおりとする。  
(2) 応援要請時の関係機関連絡先は、資料3のとおりとする。  
(3) 神奈川県内市町村の連絡先は、資料4のとおりとする。  
(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。  
なお、補完的な連絡手段として、LINE WORKSや電子メールを活用し、確実な連絡を行うものとする。

### 第2章 応援等の要請

#### (応援要請の手続)

第4 緊急消防援助隊の応援要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

#### (知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び神奈川県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であると判断した場合、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して緊急消

防援助隊の応援の要請を電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で有線FAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

#### (1) 災害の概要

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援の要請を行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

3 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、都道府県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援の要請を行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

4 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

5 知事は、定期に被災地の市町村長から、災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。

6 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

#### (応援等要請のための市町村長の連絡)

第6 被災地の市町村長は、災害が発生し、その状況並びに当該被災市町村及び神奈川県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災

害の状況及び応援に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で有線FAXにより速やかに、行うものとする(要請要綱別記様式1-2)。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

3 被災地の市町村長は、知事に対して前項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、さらに、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で有線FAXにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式1-2)。

4 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第2項の連絡と併せて報告するものとする。

(緊急消防援助隊の応援決定通知等)

第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)及び受援市町村の長に対して通知するものとする(要請要綱別記様式3-2)。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。

2 神奈川県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を受援市町村の長に対して通知するものとする(要請要綱別記様式3-3)。

(迅速出動等適用時の対応)

第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備を行う災害又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- (1) 最大震度6弱以上(政令市は5強以上)の地震が発生した場合
- (2) 大津波警報が発表された場合
- (3) 噴火警報(居住区域)が発表された場合

2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる災害が県内で発生した場合、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする(要請要綱別記様式1-1)。

3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

### 第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ被災地が複数の場合は、神奈川県消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)を設置するものとする。

なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置するものとする。

2 調整本部は、県庁西庁舎7階統制部室Bに設置するものとする。

3 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事(又は知事の委任を受けた者)をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、消防保安課長及び神奈川県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部長は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) くらし安全防災局消防保安課の職員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 横浜市消防局航空隊及び川崎市消防局航空隊の職員

6 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部長、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。

7 調整本部は、神奈川県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被災状況、神奈川県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、神奈川県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (4) 警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 神奈川県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 神奈川県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 神奈川県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。

6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(進出拠点)

第 11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとし、陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、資料 6 のとおりとする。

なお、状況に応じ、被災地の近隣市町村を進出拠点とすることを考慮するものとする。

(2) 航空隊の集結地(活動拠点ヘリベース)は横浜ヘリポートとし、担当消防本部は、横浜市消防局とする。

(3) 指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所は、資料 7 のとおりとする。ただし、当該ヘリコプター離着陸場所が使用できない場合は、近隣のヘリコプター離着陸場所を考慮するものとする。

(4) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別途協議の上、定める。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとし、応援都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊又は土砂・風水害機動支援部隊(以下「応援都道府県大隊等」という。)に伝達する次の情報を提供することとする。

(1) 応援先市町村の災害の状況及び任務

(2) 応援先市町村の指揮者が指定する場所に至る道路の状況

(3) 連絡窓口

3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した応援都道府県大隊等の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

(宿営場所)

第 12 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、資料 8 のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(8) その他必要な事項に関すること。

8 神奈川県は、資料 5 に定める資器材等及び調整本部を運用するために必要となる資器材等を整備するものとする。

9 調整本部は、様式 1～様式 4 を活用し、運営するものとする。

10 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

11 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

12 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

13 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、神奈川県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

14 調整本部は、指揮本部から緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないうと連絡を受けた場合、又は緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないうと判断した場合は、県内の被害状況を勘案し、受入れ体制の支援をする消防(局)本部について、代表消防機関と調整するものとする。

(指揮本部の設置)

第 10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 被害状況(ライフラインの状況、道路の通行可否を含む)の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、神奈川県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないうと判断する場合は、神奈川県及び代表消防機関に連絡なくその任務に係る調整を求めるものとする。

#### 第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第13 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 第2 指揮支援部長は、調整本部の副本部長として、神奈川県内で活動する指揮支援隊を統括し、調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 第3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)の活動を指揮するものとする。
- 第4 指揮支援隊長は指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 第5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 第6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動を指揮を行うものとする。
- 第7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動を指揮を行うものとする。
- 第8 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動を指揮を行うものとする。
- 第9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動を指揮を行うものとする。
- 第10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動を指揮を行うものとする。
- 第11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

- 第14 神奈川県内の無線通信運用体制は、資料9のとおり定め、調整本部との連絡に際しては、統制波1により行うこととする。
- 第2 都道府県大隊と指揮支援本部との連絡については、被災地活動拠点到着までは、統制波1により行うこととする。
- 第3 被災地消防本部は都道府県大隊が被災地活動拠点到着を確認した後、基地局切離し作業を実施し、調整本部に報告を行う。調整本部は、被災地消防本部の連絡を受け、都道府県大隊に、指揮支援本部との連絡については資料10の各消防本部に設定されている基地局選択及び割当波により行うことを連絡する。以後、都道府県大隊と指揮

支援本部との連絡については、資料10に定める基地局選択及び割当波により行うこととする。

- 第4 神奈川県内の消防本部及び消防団が保有する器活動用周波数のチャンネルは資料11のとおりとする。
- 第5 消防緊急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、資料12のとおりとする。

#### 第5章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

第15 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第16 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第17 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

第2 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(燃料補給場所)

第18 調整本部は、燃料の補給場所について、統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

(燃料調達要請)

第19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合に神奈川県災害対策本部と協

議し、災害時等における石油類燃料の供給に関する協定に基づき要請するものとする。  
2 災害時における燃料調達に関する協定を締結している団体は、資料 13 のとおりとする。

(重機派遣要請)

第 20 調整本部は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合に神奈川県災害対策本部と協議し、調整する。

2 災害時における重機派遣に関する協定(協定名称)を締結している団体は、資料 13 のとおりとする。

3 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

第 21 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は神奈川県災害対策本部と協議し、調整する。

2 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、資料 13 のとおりとする。

(知事による増隊要請)

第 22 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に対して増隊の要請を行うものとする(要請要綱別記様式 1-1)。

(受援市町村の長による増隊要請のための連絡)

第 23 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする(要請要綱別記様式 1-2)。

(部隊移動)

第 24 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第 2 又は別図第 3 のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第 25 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-1 により意見を求められた場合は、受援市町村の長に対して意見を求めるものとする(要請要綱別記様式 6-1)。

2 受援市町村の長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して回

答するものとする(要請要綱別記様式 6-2)。

3 知事は、受援市町村の長の意見を付して、長官に対して回答するものとする(要請要綱別記様式 6-2)。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、受援市町村の長に対して連絡するものとする(要請要綱別記様式 6-4)。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-5 により神奈川県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする(要請要綱別記様式 6-5)。

(知事による部隊移動)

第 26 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づき意見を求められた場合は、受援市町村の長の意見を把握するよう努めるとともに、神奈川県内の消防の応援の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊等の長に対し指示を行うものとする(要請要綱別記様式 6-6)。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、受援市町村の長及び移動先の市町村の長に対して通知するものとする(要請要綱別記様式 6-7)。

5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに通知するものとする(要請要綱別記様式 6-8)。

6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第 27 調整本部は、部隊移動を行う場合は、神奈川県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓閉、先導等の所要の措置を要請するものとする。

## 第 6 章 応援の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第 28 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び指揮支援部隊隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知を有線 FAX によ



3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告する。

(航空部隊の受援計画)

第 33 航空部隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第 34 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) 各部隊の進出拠点
- (4) ヘリコプター離着陸場
- (5) 燃料補給可能場所
- (6) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (7) 物資補給可能場所
- (8) 救急医療機関（資料 14）

(県の訓練)

第 35 県は、原則年 1 回、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

この計画は、平成15年 8 月 22日から施行する。

附 則

この計画は、平成17年 2 月 21日から施行する。

附 則

この計画は、平成21年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成26年 3 月 31日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

り速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 4-1）。

3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第 7 章 その他

(情報共有)

第 29 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

第 30 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力的体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(神奈川県の受援計画の策定)

第 31 知事は、神奈川県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。

3 知事は、受援計画の策定又は変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、神奈川県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事、並びに神奈川県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第 32 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、神奈川県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

## 用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防第9号)」をいう。	
3	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要項(平成16年3月26日消防第19号)」をいう。	
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等に関する要綱(平成27年3月31日消防第74号)」をいう。	
5	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
6	地区	神奈川県消防長会で定めた地区をいう。	
7	地区幹事消防機関	地区の連絡及び調整を行う消防(局)本部をいう。なお、当該消防機関が所管する市町村が被災し、任務を行うことが困難な場合は、この限りではない。	
8	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	要請要綱第2条(2)
9	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	要請要綱第2条(3)
10	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第2条(4)
11	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第14条の2
12	調整本部長	調整本部の長。神奈川県知事をもって充てる。	法第44条の2の3
13	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に對する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
14	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
15	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
16	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
17	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
18	統合機動部隊	長官の出勤の求め又は指示後、迅速に出勤し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後結する場合に当該都道府県大隊の出発に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
19	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする地点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
20	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けられた被災地の属する都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
21	応援都道府県	緊急消防援助隊を出勤させる又は出勤させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
22	第一次出勤都道府県大隊	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊をいう。	基本計画 第4章2(1)
23	出動準備都道府県大隊	第一次出勤都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画 第4章2(2)

附 則

この計画は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この計画は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和5年1月1日から施行する。

ラ ヨ コ ウ	地区	名称	連絡窓口(昼間)	NTT		防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		e-mail アドレス	住 所	
			" (夜間)	電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX			
—	—	神奈川県 くらし安全防災局	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	400-9305	400-9293	X-014-400-9305	X-014-400-9293	fm0313.n9@pref.kanagawa.lg.jp	231-8588 横浜市中区日本大通1	
			指令情報室	045-210-3456	045-201-6409	400-9313	400-9889	X-014-400-9313	X-014-400-9889	higaihokoku.393@pref.kanagawa.lg.jp		
第 一 区 域	横浜	横浜市消防局	司令課	045-332-1351	045-331-5221	642-9209	642-9200	X-014-700-10-721	X-014-700-10-720	sy-shirei@city.yokohama.lg.jp	240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	
			警防課	0466-22-8182	0466-22-8184	553-9209	553-9200	X-014-553-9209	X-014-553-9200	fj-keibou@city.fujisawa.lg.jp	251-8601 藤沢市朝日町1-1	
			消防救急課 情報指令課	0463-21-3240	0463-24-0119	551-9201	551-9220	X-014-551-9201	X-014-551-9220	kyukyuu@city.hiratsuka.lg.jp	254-8686 平塚市浅間町9-1	
	湘南	茅ヶ崎市消防本部	警防救命課 指令情報課	0467-85-9945	0467-85-1112	555-9204	555-9220	X-014-555-9204	X-014-555-9220	fire_keibou@city.chigasaki.lg.jp	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	
			大磯町消防本部	通信指令室	0463-61-0911	0463-61-7412	569-9306	569-9300	X-014-569-9306	X-014-569-9300	s-keibou@town.oiso.lg.jp	255-0003 中郡大磯町大磯1075
			二宮町消防本部	消防署 情報機器室	0463-72-0015	0463-72-0117	570-9306	570-9300	X-014-570-9306	X-014-570-9300	firedept2@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp	259-0131 中郡二宮町中里711-1
第 二 区 域	川崎	川崎市消防局	警防課	044-223-2606	044-223-2619	643-9209	643-9200	X-014-300-21-48441	X-014-300-21-48499	84keibou@city.kawasaki.lg.jp	210-8565 川崎市川崎区南町20-7	
			指令課	044-223-2645	044-223-2654			X-014-300-21-48633	X-014-300-30-4	84sirei@city.kawasaki.lg.jp		
	三浦半島	横浜賀市消防局	指令課	046-822-0119	046-823-3920	550-9212	550-9230	X-014-550-9212	X-014-550-9230	ii-fb@city.yokosuka.lg.jp	238-8550 横浜賀市小川町11番地	
			鎌倉市消防本部	指令情報課	0467-44-0119	0467-44-5551	552-9201	552-9200	X-014-552-9201 090-1422-9354	X-014-552-9200	sirei@city.kamakura.lg.jp	247-0056 鎌倉市大船3-5-10
			逗子市消防本部	通信指令室	046-871-0119	046-872-4330	556-9306	556-9300	X-014-556-9306	X-014-556-9300	honscho@city.zushi.lg.jp	249-0005 逗子市桜山2-3-31
葉山町消防本部	消防署	046-876-0119	046-876-1263	567-9209	567-9200	X-014-567-9209	X-014-567-9200	syousou@town.hayama.lg.jp	240-0112 三浦郡葉山町堀内2050-10			

※ 防災行政無線の発信は、「9-(局番号)-××××」  
 ※ 衛星通信の「X」は、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」

24	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ県警と種道府県知事及び市町村長の間で定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行ったとき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することを行う。	要請要綱第2条(17)
25	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
26	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
27	部隊移動	法第44条の規定に基づく消防庁長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することを行う。	要請要綱第2条(21)
28	資料編	神奈川県緊急消防援助隊受援計画(資料編)をいう。	

【主要関係機関】 応援要請時連絡先一覧表（県・国・代表消防機関・指揮支援部隊）

区分	名称	時間帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話		
				電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX	
県・代表消防機関等	神奈川県	昼間	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	014-400-9305	014-400-9734	14-9722		
		夜間	安全防災局指令情報室	045-210-3456	045-201-6409					
	代表 横浜市消防局	昼間	警防部司令課	045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-721	014-700-10-720			
		夜間								
	(代行) 川崎市消防局	昼間	警防部警防課	044-223-2606	044-223-2619	014-300-21-48441	014-300-21-48499			
		夜間	警防部指令課	044-223-2645	044-223-2654	014-300-21-48633	014-300-30-4			
	(代行) 相模原市消防局	昼間	警防課	042-751-9140	042-786-2472	014-557-9211	014-557-9200			
		夜間	指令課	042-751-9111	042-751-9284					
国	総務省消防庁	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	120-90-49013	120-90-49033	
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	120-90-49102	120-90-49036	
所 指 揮 支 援 機 関 隊	基本計画 AP	東京消防庁 (○統括指揮支援隊)	昼間	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704		
			夜間							
	○	さいたま市消防局	昼間	警防部警防課	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-5095		
			夜間	警防部指令課	048-833-5000	048-833-1237	011-704-5321	011-704-5390		
	●	名古屋市消防局 (●指揮支援部隊長)	昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-5555		
			夜間	消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119				
	●	静岡市消防局	昼間	警防部警防課	054-280-0162	054-280-0168	022-176-6010	022-176-6080		
			夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128				
	●	浜松市消防局	昼間	警防課	053-475-7531	053-475-7539	022-179-6010	022-179-6080		
			夜間	情報指令課	053-475-7552	053-472-1198				

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

ブロック	地区	名称	連絡窓口(昼間) 〃(夜間)	NTT		防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		e-mail アドレス	住所
				電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX		
第三ブロック	相模原	相模原市消防局	指令課	042-751-9111(代)	042-751-9284	557-9211	557-9200	X-014-557-9211	X-014-557-9200	sirei@city.sagamihara.lg.jp	252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
		厚木市消防本部	警防課	046-221-2331	046-224-5370	560-9306	560-9300	X-014-560-9306	X-014-560-9300	lg6400c@city.atsugi.lg.jp	243-0003 厚木市寿町3-4-10
			指令課							lg6450c@city.atsugi.lg.jp	
		秦野市消防本部	警防課	0463-81-0119	0463-83-0022	559-9306	559-9300	X-014-559-9306	X-014-559-9300	f-keibou@city.hadano.lg.jp	257-0031 秦野市菅屋757
			情報指令課							f-sirei@city.hadano.lg.jp	
		大和市消防本部	警防課	046-261-1119	046-264-8327	561-9306	561-9300	X-014-561-9306	X-014-561-9300	sh_keibo@city.yamato.lg.jp	242-0018 大和市深見西4-4-6
			指令課							sh_shire@city.yamato.lg.jp	
		伊勢原市消防本部	警防救急課	0463-95-2119	0463-97-2158	562-9306	562-9300	X-014-562-9306	X-014-562-9300	keibou-kyukyu@city.isehara.lg.jp	259-1131 伊勢原市伊勢原3-32-20
			情報指令課							keibi@city.isehara.lg.jp	
		海老名市消防本部	警防課	046-231-0355	046-234-7541	563-9203	563-9220	X-014-563-9203	X-014-563-9220	syobo-keibo@city.ebina.lg.jp	243-0411 海老名市大谷816
			警備課								
		座間市消防本部	警防課	046-256-2211(代)	046-256-2215	564-9306	564-9300	X-014-564-9306	X-014-564-9300	keibou@city.zama.lg.jp	252-0011 座間市相武台1-4B-1
			消防管理課指令係							syoubouk@city.zama.lg.jp	
綾瀬市消防本部	消防総務課	0467-76-0119	0467-77-9200	566-9204	566-9220	X-014-566-9204	X-014-566-9220	wm.762113@city.ayase.lg.jp	252-1107 綾瀬市深谷中1-4-30		
	消防署管理担当							wm.760119@city.ayase.lg.jp			
愛川町消防本部	警防班	046-285-3131	046-285-9119	579-9209	579-9200	X-014-579-9209	X-014-579-9200	syoubou@town.kanagawa-aikawa.lg.jp	243-0301 愛甲郡愛川町角田286-1		
	通信班										
小田原市消防本部	情報司令課	0465-49-4410	0465-49-2591	554-9209	554-9200	X-014-554-9209	X-014-554-9200	keiboikei@city.odawara.lg.jp	256-0813 小田原市前川183-18		
	消防署							jouhou@city.odawara.lg.jp			
県西	消防署通信指令室	0460-82-4511	0460-87-0911	576-9301	576-9300	X-014-576-9301	X-014-576-9300	shoubousho@town.hakone.lg.jp	250-0404 足柄下郡箱根町宮ノ下467-1		
	警防課							sirei@town.hakone.lg.jp			
湯河原町消防本部	警防課	0465-60-0119	0465-63-7669	578-9306	578-9300	X-014-578-9306	X-014-578-9300	syokeibo@town.yugawara.lg.jp	259-0303 足柄下郡湯河原町土肥1-5-22		
	情報指令小隊							tsuushin@town.yugawara.lg.jp			

※ 防災行政無線の発信は、「9-(局番号)-x x x x」

※ 衛星通信の「X」は、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」

応援要請時連絡先一覧表(都道府県防災主管課)

【主要関係機関】

区分	基本計画	首都直下AP	名称	時間帯	連絡窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話		
						電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX	
第1次出動	地上・航空		千葉県	昼間	危機管理課	043-223-2175	043-222-1127	012-500-7320	012-500-7298	500-7320	500-7298	
				夜間	危機管理課情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	012-500-7225	012-500-7110	500-7225	500-7110	
	指揮・地上・航空		東京都	昼間	総合防災部防災対策課	03-5388-2456	03-5388-1260	013-100-70671	013-100-70013	13-70671	13-70013	
				夜間	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	013-100-70349	013-100-70023	13-70349	13-70023	
	地上・航空		山梨県	昼間	防災局消防保安課	055-223-1430	055-223-1429	019-200-2538	019-200-2519	19-2538	19-2529	
				夜間	県庁宿直経由		055-223-1858		019-200-2535			
	地上・航空	指揮・地上・航空		静岡県	昼間	危機管理部消防保安課	054-221-2073	054-221-3327	022-100-2073	022-100-6250	22-32	22-26
					夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072		22-21	
	地上・航空		埼玉県	昼間	消防防災課	048-830-8171	048-830-8159	011-200-6-8171	011-200-6-8159	11-6-8171	11-6-8159	
				夜間	システム管理室	048-830-8111	048-830-8119	011-200-6-8111	011-200-6-8119	11-6-8111	11-6-8119	
地上・航空		茨城県	昼間	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887	008-100-2896	008-100-2887	08-2896			
			夜間	宿直担当	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	08-2885	08-2898		
地上・航空		栃木県	昼間	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	009-500-2136	009-500-2146	09-7501	09-7506		
			夜間									
地上・航空	指揮・地上・航空		長野県	昼間	消防課	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	20-211	20-241	
				夜間								
地上・航空		愛知県	昼間	消防保安課	052-954-6141	052-954-6994	023-600-2539	023-600-4694	23-2539	23-4694		
			夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	023-600-5250	023-600-4695	23-5250	23-4695		
出動準備	地上・航空		宮城県	昼間	消防課	022-211-2374	022-211-2398	004-220-8-2374	004-220-8-2398	04-82374	04-8-2398	
				夜間	防災センター	022-211-2140		004-220-8-2140		04-82140	04-8-2120	
	地上		山形県	昼間	危機管理課	023-630-2227	023-633-4711	006-800-1245	006-800-1502	06-511	06-500	
				夜間	宿直室	023-630-2754		006-800-1011				
	地上・航空		福島県	昼間	消防保安課	024-521-7190	024-521-9829	007-201-2629	007-201-5625	07-61	07-60	
				夜間	担当携帯電話	080-6028-8970						
	地上		茨城県	昼間	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887	008-100-2896	008-100-2887	08-2896		
				夜間	宿直担当	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	08-2885	08-2898	
	地上		栃木県	昼間	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	009-500-2136	009-500-2146	09-7501	09-7506	
				夜間								

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

20

応援要請時連絡先一覧表(陸上部隊)

【主要関係機関】

区分	基本計画	首都直下AP	都道府県	代表消防機関	時間帯	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話	
							電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
都道府県出動代表	○		千葉県	千葉市消防局	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
					夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	101-800-3690	101-800-3669
	○		東京都	東京消防庁	昼間	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704		
					夜間							
	○	●	山梨県	甲府地区広域(事)	昼間	警防課	055-222-1269	055-222-7583	019-213	019-213		
					夜間	指令課	055-222-1190	055-222-2119				
	○	●	静岡県	静岡市消防局	昼間	警防部警防課	054-280-0162	054-280-0168	022-176-6010	022-176-6080		
					夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128				
	○		宮城県	仙台市消防局	昼間	警防部警防課	022-234-1111	022-234-4280	004-621-2320	004-621-2319		
					夜間	警防部指令課	022-234-1111	022-234-2364	004-621-2350	004-621-2339		
○		山形県	山形市消防本部	昼間	警防課	023-634-1197	023-631-7320	006-744-901	006-744-950			
				夜間	通信指令課	023-634-1198						
○		福島県	福島市消防本部	昼間	警防課	024-534-8102	024-534-0310	007-270-02	007-270-01			
				夜間	通信指令課	024-534-0119						
○		茨城県	水戸市消防本部	昼間	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8451			
				夜間		029-221-0111	029-221-0147					
○		栃木県	宇都宮市消防局	昼間	通信指令課	028-625-5599	028-625-3001	009-651-02	009-651-01			
				夜間								
○		群馬県	前橋市消防局	昼間	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528	010-701-1400	010-701-1490			
				夜間								
○		埼玉県	さいたま市消防局	昼間	警防部警防課	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-5095			
				夜間	警防部指令課	048-833-5000	048-833-1237	011-704-5321	011-704-5390			
○		新潟県	新潟市消防局	昼間	警防課	025-288-3250	025-288-3255	015-492-2053	015-492-2049			
				夜間	指令課	025-288-3270	025-288-3275	015-492-2085	015-492-2079			
○		長野県	長野市消防局	昼間	警防課	026-227-8000	026-228-6398	020-202-8-124	020-202-76			
				夜間	通信指令課	026-226-0119	026-228-6398	020-202-8-160				
○	●	岐阜県	岐阜市消防本部	昼間	指令課	058-262-8151	058-266-8155	021-418-2-2531	021-418-719			
				夜間								
○	●	愛知県	名古屋市消防局	昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-5555			
				夜間	消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119					
○		滋賀県	防災危機管理局	昼間		077-528-3431	077-528-8037	025-100-822	25-822	25-850		
				夜間		077-528-3436	077-528-8300	025-100-896	25-896			
首都直下AP 即時応援都道府県 代表消防機関	○		島根県	松江市消防本部	昼間	警防課	0852-32-9131	0852-22-9876	032-422-2-143	032-422-2-119	422-81	422-81
					夜間	通信指令課	0852-32-9171	0852-22-0150				
	○		山口県	下関市消防局	昼間	情報指令課	083-233-9119	083-224-0119	035-451			
					夜間							
	○		徳島県	徳島市消防局	昼間	警防課	088-656-1192	088-656-1202	036-386-2220	036-386-2290		
					夜間	通信指令課	088-656-1190		036-386-2888			
	○		香川県	高松市消防局	昼間	情報指令課	087-861-2500	087-861-1544	037-431-3411	037-431-3499		
					夜間							
	○		愛媛県	松山市消防局	昼間	警防課	089-926-9220	089-926-9188				
					夜間	通信指令課	089-926-9200	089-926-9198				
○		高知県	高知市消防局	昼間	警防課	088-871-7502	088-824-5082	039-501-9	039-501-399			
				夜間	総合指令課	088-822-8151	088-871-7518					

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

19